

登録商標「キリン」登録取消審決取消請求事件：知財高裁平成28(行ケ)10095・平成28年11月7日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

黙示の許諾を受けた通常使用権者，社会通念上同一と認められる商標の表示，パンフレット上の広告（商標法2条3項8号），登録商標の不使用による取消（商標法50条），職権による審理（特許法153条）

【事案の概要】

本件は，商標法50条1項に基づく商標登録取消審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

1 本件商標及び特許庁における手続の経緯等

被告（キリン株式会社）は，下記の「キリン」の文字を横書きしてなり，平成12年8月1日に出願され，平成13年8月10日に設定登録された登録第4498171号商標の商標権の分割に係るものであって，第26類「編みレース生地，刺しゅうレース生地，組みひも，テープ，リボン，房類，ボタン類，針類，編み棒，裁縫箱，裁縫用へら，裁縫用指抜き，針刺し，針箱（貴金属製のものを除く。）」，被服用はとめ，衣服用き章（貴金属製のものを除く。）」，衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）」，衣服用バックル，衣服用ブローチ，帯留，ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）」，ワッペン，腕章，腕止め，頭飾品，つけあごひげ，つけ口ひげ，ヘアカーラー（電気式のものを除く。）」，靴飾り（貴金属製のものを除く。）」，靴はとめ，靴ひも，靴ひも代用金具，造花（「造花の花輪」を除く。）」，造花の花輪，漁網製作用杼，メリヤス機械用編針」，第29類「加工野菜及び加工果実，乳製品，食用油脂，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，食用たんぱく」，第30類「コーヒー及びココア，茶，みそ，ウースターソース，ケチャップソース，しょうゆ，食酢，酢の素，そばつゆ，ドレッシング，ホワイトソース，マヨネーズソース，焼肉のたれ，角砂糖，果糖，氷砂糖，砂糖，麦芽糖，はちみつ，ぶどう糖，粉末あめ，水あめ，ごま塩，食塩，すりごま，セロリーソルト，化学調味料，香辛料，食品香料（精油のものを除く。）」，食用グルテン，穀物の加工品，菓子及びパン，アイスクリームのもと，シャーベットののもと，アーモンドペースト，氷，アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，ホイップクリーム用安定剤」及び第32類「飲料用野菜ジュース，乳清飲料，ビール製造用ホップエキス」を指定商品として，平成26年2月20日を受付日とする本権の分割の登録がされた登録商標（登録第4498171号の2商標。本件商標）の商標権者である（甲1，9，67，68）。

キリン

原告（小笠原製粉株式会社）は、平成26年7月24日、商標法50条1項に基づき、本件商標の指定商品中第30類「穀物の加工品」について、商標登録の取消しを求める審判の請求をし、同年8月13日、審判請求の登録がされた（甲68）。

特許庁は、上記請求を取消2014-300551号事件として審理をした上、平成28年3月17日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月25日に原告に送達された。

2 審決の理由の要点

(1) キリン協和フーズ株式会社（キリン協和フーズ）は、平成23年9月現在の商品パンフレットに、第30類「穀物の加工品」に含まれる商品「きのこがゆ」及びその販売に関する情報を掲載したものであり（甲15）、該商品パンフレットに掲載された商品「きのこがゆ」の包装袋には、「KIRIN」の欧文字が表示されている（甲17）。

そして、該商品「きのこがゆ」は、「2013 キリン商品カタログ」にも掲載された（甲14、40）。

また、キリン協和フーズは、要証期間内である平成25年10月17日に、「取引先（請求先）コード」を「50115902」とする株式会社に、該商品「きのこがゆ」を売り上げたものと認められ、その「請求書」には、「KIRIN」の欧文字が表示されている（甲20）。

(2) 本件商標は、「キリン」の片仮名を書してなるものであり、商品「きのこがゆ」の包装袋に表示された「KIRIN」の欧文字は、「キリン」の片仮名からなる本件商標をローマ字で表示したものであって、同一の「キリン」の称呼及び「麒麟（1日に千里も走るという駿馬）」及び「（哺乳類の）キリン」の観念を生じるものであるから、「KIRIN」の欧文字は、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。

(3) 本件商標権者（被告）は、キリンホールディングス株式会社（キリンホールディングス）との間で、商標の使用許諾について契約（原使用許諾契約）を締結したものであり、当該契約の契約書（甲43。原使用許諾契約書）の第1条において、使用の許諾は通常使用権とすること、第三者に再使用許諾することを希望する場合は事前にKCの承認を得なければならないが、原使用許諾契約書別紙に記載の再使用許諾先（キリン協和フーズ）についてはこの限りでないこと、第2条において、毎年12月1日時点において、本商標及び本再使用許諾先をKHと確認の上その対価を算出すること、そして、第9条において、その契約の有効期間は、2013年（平成25年）1月1日から同年12月31日までであるが、自動的に延長されること等を内容とするものであり、

原使用許諾契約書別紙の「本再使用許諾先」には「キリン協和フーズ株式会社及びその再使用許諾先」が記載され、同別紙の「本再使用許諾先に使用させることができる本商標」には「K I R I N」商標が含まれている。

そして、本件商標権者（被告）から商標の使用許諾を受けたキリンホールディングスは、再使用許諾先であるキリン協和フーズとの間で、商標の使用許諾について契約（再使用許諾契約）を締結したものであり、当該契約の契約書（甲44。再使用許諾契約書）は、「キリン」及び「K I R I N」を含む商標について、第1条において、使用許諾は通常使用権とすること、第12条において、本商標の使用許諾期間は2013年（平成25年）12月31日までとすること及び本契約の有効期間は同年7月1日から同年12月31日までとすることを内容とするものである。

そうとすれば、キリン協和フーズは、上記(1)のとおり、「きのこがゆ」を売り上げた平成25年10月17日において、商標「K I R I N」について、本件商標権者から再使用許諾を目的として商標使用許諾されたキリンホールディングスから、その使用を再許諾されたものであるから、本件商標の通常使用権者と認められるものであり、これについて本件商標権者(被告)とキリン協和フーズの間に争いはない。

(4) 上記のとおり、要証期間に含まれる平成25年10月17日に、日本国内において、本件商標の通常使用権者が、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を包装袋に表示した商品「きのこがゆ」を販売したものと認められる。

そして、本件通常使用権者による上記行為は、商標法2条3項2号にいう「商品の包装に標章を付したものを譲渡する行為」に該当するものである。

以上のとおり、被請求人（被告）は、審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、本件商標の通常使用権者が、その取消請求に係る指定商品に含まれる「きのこがゆ」に、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたことを証明したものと認められる。

したがって、本件商標の登録は、その指定商品中、取消請求に係る指定商品について、商標法50条の規定により、取り消すことができない。

【判 断】

1 認定事実

以下に掲記する証拠及び弁論の全趣旨から、次の事実を認定することができる。

(1) 本件商標の分割前の原商標である登録第4498171号商標は、平成13年8月10日、商標権者を麒麟麦酒株式会社（後のキリンホールディングス）として、設定登録された（甲1，67，68）。

(2) 麒麟麦酒株式会社は、平成14年3月15日に、「K I R I N」商標につき、指定商品に「第30類 穀物の加工品」を含めて、防護標章登録をし、

- 被告も、平成26年2月28日に、同じく防護標章登録をした(乙1, 2)。
- (3) キリンホールディングスは、平成22年4月16日、「Plus-i」図案とほぼ同一の商標(ただし、色は白黒。)につき、指定商品に「第30類穀物の加工品」を含めて、商標登録を受けた(乙3)。
- (4) キリン協和フーズは、平成23年9月現在の商品パンフレットに、「きのこがゆ」を掲載した(甲15)。
- (5) VIマニュアルは、キリングループのグループ内における商標の使用ルール等を定めた一般的指針である。平成25年1月1日に改訂されたVIマニュアルには、キリン協和フーズが、「ブランドバリュー牽引グループ」の1つであってVIマニュアルの適用対象であることが記載されるとともに、「キリングループブランドシンボルは重要な資産であり、決して変形や改ざんをするなどの不正な使用をしないように注意して下さい。」、「グループ外第三者の「KIRIN」「キリン」「麒麟」等の貸与・贈与は禁止しております。商品やサービスへの使用については、すべてキリン株式会社ブランド戦略部企画担当が管理しておりますので、必要な場合はお問い合わせください。」と記載され、「KIRIN/キリン/麒麟」の使用区分、問合せ先は、「キリン株式会社ブランド戦略部企画担当」であり、想像上の生き物である麒麟をかたどったいわゆる「聖獣マーク」はキリンビールが管理していることなどが記載されている(甲18, 47~55)。
- (6) 本件商標は、平成25年2月14日、キリンホールディングスから被告へ移転された。
- (7) キリンホールディングスと三菱商事株式会社(三菱商事)とは、平成25年3月18日、キリン協和フーズの株式譲渡契約を締結した(甲4)。
- (8) キリングループは、遅くとも平成25年4月に、「きのこがゆ」を掲載した「2013 キリン商品カタログ」を発行し(甲14)、同月下旬から同年12月下旬にかけて、全国に約6万8千部を配布した(甲40)。
- (9) キリンホールディングスとキリン協和フーズとは、平成25年6月24日、再使用許諾契約書を作成した(甲44)。再使用許諾契約書は、キリンホールディングスがキリン協和フーズに対し、キリンのコーポレートブランド商標(「麒麟」、「キリン」、「KIRIN」及び「きりん」)及びこれらの商標を態様の一部に含む商標並びにこれらと類似する商標の非独占的通常使用権を許諾するものである。契約の有効期間は、平成25年7月1日から同年12月31日までである。
- (10) キリン協和フーズは、平成25年10月17日、「きのこがゆ」を販売した(甲20)。「きのこがゆ」の包装袋には、キリンプラスアイ標章及びその赤と白を反転した標章が記載されている(甲17)。
- (11) 被告とキリンホールディングスとは、平成25年12月20日、原使用許諾契約書を作成した(甲43, 46)。再使用許諾契約書は、被告がキリンホールディングスに対して、商標の再使用許諾を許諾するものであり、再使用

許諾先には麒麟協和フーズが含まれ、再使用許諾対象商標は、「K I R I N」, 「K i r i n K y o w a F o o d s」及び「麒麟協和食品」である。契約書の有効期間は、同年1月1日から同年12月31日までとされた。

(12) 麒麟協和フーズは、平成26年1月、その社名をMCフードスペシャリティーズ株式会社に改めた(甲41, 42)。

(13) キリングroupは、「K I R I N」の標章を、キリングroupのブランドシンボルとして位置付け(甲18), キリングroup各社は、これをウェブサイト各ページの各ページ左肩など(甲2~5, 13, 69, 72, 乙7, 8, 12, 13)及び請求書(甲20~24)に表示して、キリングroup及びその商品やサービスを広く示すハウスマークとしても使用している。

(14) キリングroupは、そのウェブサイト上で、「麒麟の健康プロジェクト「麒麟 プラスアイ」は、「お客様にいくつになってもおいしい食生活」を楽しんでいただくために、キリングroupの総力を結集したプロジェクト。」と説明し、キリンプラスアイ標章を使用した(甲3)。

(15) キリングroupは、コーラ系飲料等の飲料や食品に、キリングroupの健康プロジェクトの一環で展開しているグループ横断ブランド「麒麟 プラスアイ」シリーズのマークを採用したとして、キリンプラスアイ標章及びその色違いの標章を使用している(甲69~71)。

(16) 被告は、平成26年10月3日付け審判事件答弁書において、平成25年10月当時、被告が本件商標の商標権者であり、麒麟協和フーズは麒麟ホールディングスを頂点とするキリングgroupに属する会社であって、「K I R I N」の表示を商品やサービスに使用する際には、事前に被告に問い合わせることとなっているから、被告が麒麟協和フーズに本件商標の使用を許諾し、使用を継続させている、と主張した(甲57)。

(17) 「特許庁審判長」は、平成27年3月10日付けで、麒麟協和フーズが、請求書(甲20~24)発行時期を始めとした要証期間内において、被告の子会社であったことや、V Iマニュアルのグループ1に属していたことの確認ができず、本件商標の使用者であることを認めることができない旨を含む暫定的見解を示した審理事項通知書を作成し、発送した(甲59)。

(18) 被告は、平成27年4月28日の口頭審理において、原使用許諾契約書(甲43)と再使用許諾契約書(甲44)を提出し、請求書(甲20~24)発行時期を始めとした要証期間内において、麒麟協和フーズが本件商標と社会通念上同一の商標を使用することにつき、契約関係に基づき許諾されていたから、本件商標に係る通常使用権者であった、と主張した(甲60, 62)。

2 取消事由1(使用商標の認定の誤り及び同商標を本件商標と社会通念上同一と認定判断したことの誤り)について

(1) 使用商標

上記1(10)のとおり、麒麟協和フーズは、平成25年10月17日、キリンプラスアイ標章を記した包装袋を用いた「きのこがゆ」を販売した。

上記「きのこがゆ」に用いられた標章は、上記 1 (14) のとおり、キリンググループが、「麒麟の健康プロジェクト「麒麟 プラスアイ」」と名付けて、使用している標章であって、左側に「K I R I N」の欧文字、少し間隔を空けて右側に「P l u s - i」図案を配して成り、「K I R I N」と「P l u s - i」図案とは分離して観察できる。また、キリンググループは、上記 1 (13) のとおり、「K I R I N」の標章をキリンググループのハウスマークとして使用しており、上記 1 (2) のとおり、「K I R I N」の標章を防護標章として登録していることから、「K I R I N」の標章は、キリンググループの商品又は役務を示すものとして取引者及び需要者の間で周知著名になっていると認められる。したがって、キリンプラスアイ標章は、キリンググループが出所であることを示す「K I R I N」の欧文字と、麒麟の「健康プロジェクト」であることを示す「P l u s - i」図案が併用されたものであり、「K I R I N」部分は、そのみでも、キリンググループの商品であることを示す商標として表示されている、使用商標と認めるのが相当である。

(2) 本件商標と本件使用商標との社会通念上の同一性

「きのこがゆ」にキリンググループの商品であることを示す商標として表示された使用商標「K I R I N」と、本件商標とは、称呼が同一であり、想像上の動物である「麒麟」と、ウシ目麒麟科の動物である「麒麟」の観念を生ずる点で共通するから、社会通念上同一といえる。

(3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、「きのこがゆ」の包装袋に表示されたキリンプラスアイ標章（原告主張使用商標）は、キリンググループの健康志向の商品群向けに 2 次的ブランドとして使用されているものだから、「K I R I N」の欧文字と「P l u s - i」図案を構成要素とする結合商標である、と主張する。

しかし、上記(1)のとおり、キリンググループは、「キリンプラスアイ」シリーズの標章として、左側に「K I R I N」の欧文字、右側に「P l u s - i」図案を配した標章を使用しているものの、「K I R I N」の周知著名性（識別力の顕著さ）、「K I R I N」の欧文字部分と「P l u s - i」図案とが分離して識別可能であることからすれば、「K I R I N」の欧文字を「P l u s - i」図案とは独立した、「きのこがゆ」の商標として用いていると解するのが相当である。

原告の主張には、理由がない。

イ また、原告は、被告が自社ホームページで、キリンプラスアイ標章を麒麟の健康プロジェクト「麒麟 プラスアイ」と公表したにもかかわらず、審判及び本件訴訟において、「きのこがゆ」の包装に使用されたキリンプラスアイ標章の「K I R I N」部分のみを本件商標の使用であると主張したことは、禁反言の法理に反する、と主張する。

しかし、上記(1)のとおり、キリンプラスアイ標章は「キリン プラスアイ」シリーズの標章として使用されるとともに、その一部である「K I

R I N」の欧文字はキリングループの商品であることを示す商標として従前から使用されていたものと認められるから、被告の上記ホームページでの公表事項と、審判及び本件訴訟における主張とが矛盾するとはいえない。

原告の主張には、理由がない。

ウ さらに、原告は、結合商標が登録商標と社会通念上同一と認められる商標に該当するか否かの判断において、結合商標から1つの構成要素を抽出して登録商標と比較するには、他の構成要素の識別力や他の構成要素との一体性等を検討した上で、結合商標が全体として登録商標と社会通念上同一と認められる商標に該当するかを判断しなければならない、「P l u s - i」図案には識別力があるから、キンプラスアイ標章全体と本件商標を比較し、称呼及び観念が異なるから、原告主張使用商標と本件商標とは社会通念上同一とはいえない、と主張する。

しかし、「K I R I N」の欧文字部分と「P l u s - i」図案とは分離して観察できること、「K I R I N」には顕著な識別力が認められることからすれば、キンプラスアイ標章（原告主張使用商標）が常に一体不可分と認識されるわけではなく、「K I R I N」の欧文字のみを使用商標として認識することができる。「P l u s i」図案に一定の識別力があると認められることは、「P l u s - i」図案も「きのこがゆ」の商標として用いられていることの根拠にはなるものの、「K I R I N」の欧文字が単独で「きのこがゆ」の商標として用いられていることと何ら矛盾しない。

原告の主張には、理由がない。

エ 原告は、キリングループがV Iマニュアルにおいて、「K I R I N／キリン／麒麟」の使用区分を定め、「K I R I N」を変形することを禁止しているから、「K I R I N」を「キリン」に、また、「キリン」を「K I R I N」に変形して使用することはなく、本件使用商標は、本件商標を社会通念上同一と認められる範囲で変形したものに該当しない、と主張する。

しかし、登録商標と使用商標とが社会通念上同一であるか否かの判断は、取引者・需要者の視点から客観的になされるものであって、キリングループ内の商標使用ルールの一般的指針を定めたものであるV Iマニュアルの内容に左右されるものではない。

原告の主張には、理由がない。

(4) よって、取消事由1には、理由がない。

3 取消事由2（キリン協和フーズを本件商標の通常使用権者とした認定判断の誤り）について

(1) 上記1(4)のとおり、キリン協和フーズは、キリングループ会社であった、遅くとも平成23年9月には「きのこがゆ」の販売を開始しており、上記1(7)(8)(10)のとおり、その株式が三菱商事に譲渡された後も、同様の「きのこがゆ」を販売し、その包装袋には「K I R I N」商標を付していた。そして、上記1(11)のとおり、キリンはキリンホールディングスに対し、キリン協

和フーズに「K I R I N」商標の再使用許諾をすることを許諾し、上記 1 (9) のとおり、キリンホールディングスはキリン協和フーズに対し、「K I R I N」商標の非独占的通常使用権を許諾し、キリン協和フーズが「きのこがゆ」を販売した平成 25 年 10 月 17 日（上記 1 (10)）は、両契約の有効期間に含まれている。

よって、キリン協和フーズは、平成 25 年 10 月 17 日、「K I R I N」商標の通常使用権者として、キリンホールディングスを通じて、商標権者である被告から許諾を受けて、「きのこがゆ」に「K I R I N」商標を付したものと認められる。

(2) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、V I マニュアル（甲 18）は、改訂日には存在しない会社が記載されており、被告が主張するように改訂日の修正を忘れたとしても、「聖獣マーク」の管理者の記載などが整合しないから、問合せ先の記載が改ざんされたものであると主張する。

しかし、被告が属するような多数の会社で形成されたグループ会社において、その商標の使用及び管理についてマニュアルが存在することは合理的であるし、被告が主張するように、改訂日の修正を忘れてたり、改訂時に修正漏れがあることも一般的に起こり得るものと推測される。また、V I マニュアルには、外見上改ざんを疑わせるような不自然な点も見当たらない。そうすると、V I マニュアルは、信用性を欠くものと認められない。

原告の主張には、理由がない。

イ また、原告は、被告は本件商標の使用許諾について知悉しているはずなのに、原使用許諾契約書及び再使用許諾契約書は、審理事項通知書により、キリン協和フーズがグループ会社であることを根拠にした通常使用権を否定する見解が示された後に提出されたものであるから、信憑性に疑問がある、と主張する。

しかし、キリン協和フーズの株式が譲渡されたのは、本件の要証期間中であるから、被告が当初、被告主張の使用商標の使用時期に対応する通常使用権の設定関係につき誤解していたとしても不自然ではないし、上記 1 (4) (8) (10) のとおり、キリン協和フーズは、その株式譲渡の前後において、同じく「きのこがゆ」の販売をしていたから、株式譲渡後にも本件商標の使用許諾がなされていたと考えるのがむしろ合理的であり、これに沿う原使用許諾契約書及び再使用許諾契約書が存在するのは自然である。

原告の主張には、理由がない。

ウ さらに、原告は、原使用許諾契約書は、①その作成日が契約期間の末日に近く自動更新に対する別段の意思表示の期限よりも後になっていること、②第 1 条第 5 項に重大な誤記があること、③当事者名が塗りつぶされ、原本も提出されていないことから、その信憑性に疑問がある、と主張する。

しかし、①原使用許諾契約書は、キリン協和フーズが、キリンホールディ

ングスから三菱商事への株式譲渡後も譲渡前と同じく、本件商標を含む被告の商標を使用し続けていることについて権利関係を明確にするために、グループ会社である被告と麒麟ホールディングスとの間で作成された契約書であると理解することができ、契約書作成前に、当事者間で麒麟協和フーズの本件商標などの使用が問題にされていたわけではないから、契約書作成日が契約期間の末日近くになり自動更新に対する別段の意思表示よりも後になっていることは、当該契約の信用性を左右するものではない。また、②原告が指摘する誤記の内容は、「自らがKC（麒麟株式会社）に対して負うべき義務」とすべきところを、「自らがKH（麒麟ホールディングス）に対して負うべき義務」としているというものであって、誤記であることが明確である上に、原使用許諾契約書は、権利関係に争いのないグループ企業間において作成されたものであって、誤記があることによって契約当事者間に紛争が生じる可能性もないから、上記誤記を理由に真正な契約書ではないともいえない。さらに、③塗りつぶされた部分は、契約当事者の代表者名にすぎないから、塗りつぶしによって契約当事者が異なる契約書の写しが提出されたと推測することもできない。

原告の主張には、理由がない。

エ 原告は、再使用許諾契約書は、①提出された写しの契印の印影が各ページで1つずつであり、しかも半分にすぎず、押印原本も提示されていない、②再使用許諾契約書が原使用許諾契約書に基づくものであれば、原使用許諾契約書が先に作成されるはずだが、契約日は再使用許諾契約書が原使用許諾契約書に先行しており、契約期間も、原使用許諾契約書が1年間であるのに対し、再使用許諾契約書は半年間であることとは不自然である、③原使用許諾契約書で被告が麒麟ホールディングスに対して再使用許諾を認めた商標と、再使用許諾契約書で麒麟ホールディングスが麒麟協和フーズに使用許諾した商標とが一致せず不自然である、④原使用許諾契約書における使用許諾対象商標「KIRIN」に「麒麟」「麒麟」が含まれるとすることは、VIマニュアルの「KIRIN／麒麟／麒麟」の使用区分についての記載と整合しないし、再使用許諾契約書において「KIRIN」等を態様の一部に含む商標及び「KIRIN」等と類似する商標について使用許諾することは、VIマニュアルの「KIRIN」を変形したものの使用禁止に反する、と主張する。

しかし、①契約書の契印を、契約当事者全員が必ず行うという商習慣を認定するに足る証拠はなく、審判手続きにおいて提出する証拠の写しを作成する際、契印のみが存在する契約書用紙の裏のコピーを省略することも、不合理ではない。

また、②原使用許諾契約書の契約締結日について、被告は、平成25年12月1日時点における使用許諾対象商標、再使用許諾先及び対価の確認、確定手続を当事者間で完了した段階で契約締結したため、締結日が同年12月

20日となったと主張しており、そのような主張内容は不合理ではないことに加え、麒麟協和フーズによる本件商標を含む被告所有の商標使用が、三菱商事への株式譲渡前から継続されていたのであって、新たに被告らの有する商標の使用を開始させるものではないことからすれば、契約締結日が原使用許諾契約書と再使用許諾契約書とで異なることは不自然ではない。原使用許諾契約書は、再使用許諾契約書の根拠となるものであり、前者が後者より契約期間が長いことは、不合理ではない。

さらに、③原使用許諾契約書と再使用許諾契約書との間で、許諾対象商標に文言上の齟齬はあるが、許諾対象商標に「麒麟」「麒麟」及び「きりん」が含まれる再使用許諾契約書が作成された後に原使用許諾契約書が作成された上で、その許諾対象商標が文言上「KIRIN」等となっていること、被告、麒麟ホールディングス及び麒麟協和フーズとの間で、許諾対象商標についての争いがあったとは認められないことからすれば、原使用許諾契約書の「KIRIN」には、「麒麟」「麒麟」及び「きりん」が含まれるものと被告及び麒麟ホールディングスとが合意していたものと解することができる（甲63参照）。

④上記1(5)のとおり、VIマニュアルは、キリングループのグループ内における商標の使用ルール等を定めた一般的指針であるから、同マニュアルによって個別の契約書の効力が左右されるものではない。すなわち、原使用許諾契約書における契約の解釈として、使用許諾対象商標「KIRIN」に「麒麟」「麒麟」が含まれると解することは、キリングループ内の各商標の具体的使用ルール等の指針であるVIマニュアルにより影響されるものではない。なお、「KIRIN」等を態様の一部に含む商標や「KIRIN」等と類似する商標の全てが「KIRIN」を変形したものに該当するわけではないことは明らかであるから、このような商標の使用許諾がVIマニュアルに反するとはいえない。

原告の主張には、理由がない。

(3) よって、取消事由2には、理由がない。

4 取消事由3（本件商標の使用許諾の認定における理由不備）について

(1) 原告は、審決が、麒麟協和フーズが商標「KIRIN」について使用許諾されると、なぜ外観の異なる本件商標「麒麟」の通常使用権者となるのか、その理由を明らかにしていない、と主張する。

しかし、上記3(2)エのとおり、原使用許諾契約書の「KIRIN」には、「麒麟」「麒麟」及び「きりん」が含まれるものと被告及び麒麟ホールディングスとが合意していたものと解することができ、審判において、被告は、同趣旨の主張をし（甲60）、これを前提に、審決は、麒麟協和フーズが本件商標「麒麟」の通常使用権者であると判断したと解することができる。

原告の主張には、理由がない。

(2) また、原告は、商標法31条2項の規定を理由に、「KIRIN」の通

常使用権者であるキリン協和フーズが、「K I R I N」と社会通念上同一である「キリン」の通常使用権者であるとはいえない、と主張する。

しかし、上記(1)のとおり、キリン協和フーズは、「K I R I N」商標のみならず、本件商標「キリン」の使用許諾も受けたから、本件商標の通常使用権者と認定されるべきものである。

原告の主張は、その前提を欠き、失当である。

(3) よって、取消事由3には、理由がない。

結 論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、商標法50条の規定の適用が争われた事案であるが、被告はキリンホールディングスとの間で、商標の使用許諾契約を締結し、同社は当該契約の契約書第1条により通常使用権を有することを明記していることから、再使用許諾も有効であるから、被告とキリン協和フーズ間には争いはない。

2. そこで、キリン協和フーズが「キリンプラスアイ」標章を期した包装袋を用いた「きのこがゆ」を販売したところ、裁判所は「K I R I N」と「P l u s - i」図案とは分離して観察できるし、「K I R I N」はキリングroupのハウスマークとして使用され、防護標章としても登録されているし、キリングroupの商品・役務を示すものとして、取引者需要者間で周知著名になっているから、「P l u s - i」図案が使用されていても、「K I R I N」部分だけでも、キリングroupの商品であることを示す商標として使用されているものと認めるのが相当であると認定し、かつ本件商標と本件使用商標とは社会通念上同一のものといえると認定したのである。

3. 裁判所はまた、原告が主張したキリン協和フーズの通常使用権者としての認定の誤りや本件商標の使用許諾の認定についての理由不備についても、失当であると判断したのである。

4. なお、同一当事者による事件としては、他に次の事件があるが、いずれも本件と同一の理由により請求棄却されているのである。

- (1) 東京地裁平成28(行ケ)10093・平成28年11月7日(2部)判決<請求棄却>登録商標「K I R I N」第30類
- (2) 東京地裁平成28(行ケ)10094・平成28年11月7日(2部)判決<請求棄却>登録商標「麒麟」第29類・第30類
- (3) 東京地裁平成28(行ケ)10096・平成28年11月7日(2部)判決<請求棄却>登録商標「K I R I N」第35類

[牛木 理一]

別紙

